

MICE旅行支援事業 実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する「MICE 旅行支援事業」(以下、「当事業」という。)について、インセンティブツアーを対象とした宿泊施設手配を行う旅行会社に助成金を交付するための必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 当事業は、海外および国内から沖縄県に入るインセンティブツアーを対象とした旅行の誘致促進を目的とする。

(用語の定義)

第3条 「MICE」とは、企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修・招待旅行(インセンティブ旅行/Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国内・国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)のことを指す。

2 「インセンティブツアー」とは、企業等が実施する報奨・研修・招待旅行等のことを指す。

3 「催事」とは、第1項で規定するMICEのことを指す。

4 「宿泊施設」とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿泊所営業に係る施設のことを指す。ただし、OCVBが不適当と認める施設は含まない。

(助成対象事業者)

第4条 助成の対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、「旅行会社」とし、次の各号に挙げる事項を条件とする。

- (1) 台湾、韓国、中国から沖縄県へ入る旅行商品を取り扱う海外の旅行会社
- (2) 上記以外の地域から沖縄県へ入る旅行商品を取り扱う、海外および国内の旅行会社
- (3) 前項において国内の旅行会社とは、日本国旅行業法第3条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

(対象要件)

第5条 当事業の対象となるインセンティブツアーは次のとおりとする。なお、ここで示す「参加者」とは沖縄県在住者、ツアー添乗員およびインファント等は含まない。

- (1) 海外から一渡航につき10人以上の参加者があり、かつ10人泊以上あること
- (2) 国内から一渡航につき50人以上の参加者があり、2泊かつ100人泊以上あること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 当事業において既に申請を行い、受理が決定しているもの
- (2) インセンティブツアーではない団体旅行
- (3) 主催者が国・地方公共団体およびそれに準ずるもの
- (4) 旅行内容が政治的および宗教的活動に関係しているもの
- (5) 教育旅行(修学旅行、研修旅行、学校が主催する旅行)および大学サークル旅行

- (6) 募集型企画旅行や興行イベント(コンサート等)
- (7) その他、不適切と判断されるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、異なる助成対象事業者から同一内容の提出書類が複数申請されている場合は、受け付けない。
- 4 次に挙げる事業との併用は可能とする。
 - (1) MICE シャトルバス・ジャンボタクシー運行支援事業
 - (2) インセンティブツアー等開催歓迎事業
- 5 助成金は、助成対象事業者名義の金融機関口座に日本円で振り込みができること。
- 6 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りではないが、ローマ字表記を行うなどの配慮をすること。

(助成対象期間)

第6条 助成の対象となる期間は、次のとおりとする。

- (1) 海外から沖縄県へ入るインセンティブツアー
 - ① 前期: 当事業実施年度の4月1日以降に実施され、同年度の9月30日までに実施される催事とする。
 - ② 後期: 当事業実施年度の10月1日以降に実施され、同年度の2月末日までに実施終了となる催事とする。
- (2) 国内から沖縄県へ入るインセンティブツアー
 - ① 前期: 当事業実施年度の4月1日以降に実施され、同年度の6月30日までに実施される催事とする。
 - ② 後期: 当事業実施年度の11月1日以降に実施され、同年度の2月末日までに実施終了となる催事とする。
- 2 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日に提出された申請は、公平を期するためにすべて受け付けない。
 - (2) 受付終了日の連絡は、終了する日より原則10日前にOCVBホームページおよび賛助会員向けメールにて通知する。(OCVB ホームページ <http://www.ocvb.or.jp/>)
 - (3) 受付終了日前日までに申請書類等の不備がなく、OCVB 本社担当窓口へ提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切を受け付けない。
 - (4) 受付終了日および予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

(助成金交付額)

第7条 助成金の交付は、予算の範囲内とし申請受付順とする。

- 2 助成額は1名1泊につき1,000円で2泊までを対象とし、総額60万円を超えない額とする。
- 3 複数の日程に分けて実施する同一のインセンティブツアーについては、実施回数および実施日に関わらずその全体を持って一催事とする。

4 交付予定額を超えての交付は、いかなる理由があっても行うことができない。

(電子メールの利用)

第8条 助成対象事業者の提出書類は、電子メール(mice_support@ocvb.or.jp)に限り仮申請を行うことができる。ただし、申請に係る書類は第9条、実績報告に係る書類は第11条で示す期限までに原本を提出することを条件とする。

(申請書の提出)

第9条 助成対象事業者は、実施予定日より起算して原則 30 日前(土日祝日含む)までに、次に挙げる全ての書類を OCVB へ提出すること。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 行程表(期間・便名・行程・宿泊施設が確認できるもの)

2 前項の規定にかかわらず、当事業実施年度の 4 月末日までに開催される催事については提出期限を以下のとおりとする。

(1) 当事業実施年度の 4 月 1 日から 4 月 10 日までに開催される催事は、同年度の 4 月 1 日を提出期限とする。

(2) 当事業実施年度の 4 月 11 日から 4 月末日までに開催される催事は、実施予定日より起算して原則 10 日前(土日祝日含む)を提出期限とする。

(申請の受理および取下げ)

第10条 OCVB は、前条により提出された申請書を審査し、受理書(様式第2号)により助成対象事業者に通知する。

2 前項に定める受理書は、当事業の交付予定を示すものであり、受理書に記載された事項がすべて助成対象となるとは限らない。

3 OCVB が助成対象事業者に受理を通知後、取り下げる場合は、取下げ申請書(様式第3号)を速やかに提出すること。

(実績報告)

第11条 助成対象事業者は、催事終了後、次に挙げる全ての書類を OCVB へ提出すること。

(1) 実績報告書(様式第4号)

(2) 宿泊証明書(様式第5号)

(3) 取り扱い入域客情報(様式第6号)

(4) アンケート

(5) 最終行程表

2 助成対象事業者は、催事終了日より起算して原則 30 日以内(土日祝日含む)または、次に挙げる日付のいずれか早い日を提出期限とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

(1) 海外前期: 当事業実施年度 10 月 14 日

(2) 海外後期: 当事業実施年度 3 月 6 日

(3) 国内前期: 当事業実施年度 7 月 14 日

(4) 国内後期：当事業実施年度 3 月 6 日

(交付の決定)

第 12 条 OCVB は前条により提出された実績報告書等を審査し、交付決定通知書(様式第 7 号)をもって助成対象事業者に助成金額を通知する。

2 OCVB は前項の審査において、助成が適切でないと判断されたものは第 10 条第 1 項における受理の通知を行っても、助成金の全部または一部を交付しない。

(助成金の請求および支払い)

第 13 条 助成対象事業者は、OCVB が前条第 1 項における交付決定を通知した後、次に挙げる書類を提出すること。

(1) 請求書(様式第 8 号)

(2) 海外送金における請求書(様式第 8-1 号)

2 助成対象事業者は、OCVB より交付決定を通知した日から起算して原則 30 日以内(土日祝日含む)または、次に挙げる日付のいずれか早い日を提出期限とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

(1) 海外前期：当事業実施年度 10 月 31 日

(2) 海外後期：当事業実施年度 3 月 10 日

(3) 国内前期：当事業実施年度 8 月 1 日

(4) 国内後期：当事業実施年度 3 月 10 日

3 OCVB は第 5 条第 5 項に基づき、助成対象事業者が指定した金融機関の口座へ円建てで振り込む。

4 海外送金にかかる受取手数料は、助成対象事業者の負担とする。

(実地検査)

第 14 条 OCVB は必要に応じて、助成対象事業者に対し申請された実施日に実地検査を行うことができる。

(書類の管理)

第 15 条 助成対象事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理者の注意をもって 5 年間保存しなければならない。

2 前項の関係書類について OCVB が提出を求めた場合、助成対象事業者は速やかにこれを提出または開示しなければならない。

(取消しおよび返還)

第 16 条 OCVB は、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、または助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(免責事項)

第 17 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2015 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、2015 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、2016 年 4 月 1 日から施行する。